興行場に関する基準

区分	基準の内容
1　構造設備の基準	(1)　清浄な空気を十分に供給することができる換気設備が設けられていること。 (2)　入場者が利用する場所には、適当な照度を保つことができる照明設備が設けられていること。 (3)　客席部の固定式のいす席（長いす式のいす席を除く。）は、１人当たりの占用幅員が 40 センチメートル以上、いす背の間隔が 80 センチメートル以上であること。 (4)　便所は、次のとおりであること。 ア　床面及び内壁の適当な高さまでは、不浸透性材料で覆われていること。 イ　適当な数の流水式の手洗施設が設けられていること。 ※知事は、興行場の種類等により公衆衛生上支障がないと認めるときは、上記の基準の一部を適用しないことができる。
2　衛生措置の基準	(1)　屋内は、換気を十分に行うとともに、適当な照度を保つこと。 (2)　入場者が利用する場所は、毎日清掃し、常に清潔を保つこと。 (3)　ねずみ、昆虫等の侵入及び発生の防止並びに駆除を効果的に行うこと。 (4)　規則で定める基準により算定した定員を超えて客を入場させないこと。 (5)　規則で定めるところにより入場者の衛生上必要な備品を備え置き、これを適正に管理すること。
3　定員の基準	(1)　固定式のいす席の数（長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を 0.4 メートルで除して得た数） (2)　立見席の床面積を 0.2 平方メートルで除して得た数 (3)　前２号の客席部以外の客席部の床面積を 0.5 平方メートルで除して得た数
4　衛生上必要な備品の設置	(1)　適当な数の不浸透性材料で作られたごみ入れを備え置くこと。 (2)　入口に靴等に付着した泥土を除去するためのマツト等を備え置くこと。 (3)　客席部の入場者の見やすい場所に温度計及び湿度計を備え置くこと